

## 「訪問介護の生活援助が規定回数を超える利用者の取扱い」について

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）」の一部改正に伴い、訪問介護の生活援助のサービス提供回数が国の定める回数を超える場合には、当該利用者に係る居宅サービス計画書（以下「ケアプラン」とする。）を保険者である市町村に提出する事となりました（「介護保険最新情報 vol. 652 『厚生労働省が定める回数及び訪問介護』の交付について」参照）。

つきましては、下記の回数を超えるケアプランについては、当市まで届出をお願い致します。

### 記

#### 1. 規準となる回数（1月あたり）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
規準回数	27回	34回	43回	38回	31回

※上記回数を超える場合に該当となります。

※身体介護に引き続いて生活援助を提供するサービス（サービスコード上の表記が「身体○生活○」となっているサービス）については対象とはなりません。

#### 2. 届出の時期及び期限

平成30年10月1日以降に、居宅サービス計画を作成又は変更し、上記の回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置づけたものについて、翌月の末日までに提出してください。

#### 3. 提出書類

- ・利用回数が多い訪問介護の届出書（市ホームページからダウンロードしてください。）  
ページタイトル：「介護サービス事業所の皆様へ」
- ・課題整理総括表
- ・ケアプラン
- ・サービス担当者会議の要点

#### 4. 提出先

〒303-8501

茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

常総市役所 保健福祉部 高齢福祉課 指導係 宛